

kokyoso tsushin

# 高教組通信 No.1

2015年5月25日  
兵庫高教組書記局URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 生涯派遣当たり前、残業代ゼロ当たり前 雇用を破壊する 安倍 労働法制改悪

安倍首相の暴走が、私たちの平和と暮らしを破壊しています。なかでも、今年～来年に施行を狙う「労働者派遣法」と「労働基準法」の改悪は、最低限の働くルールをも否定し、人間らしい働き方・暮らしを破壊するものです。

### I 正社員を派遣労働で置き換えることを狙う「労働者派遣法」改悪

労働者派遣事業は、労働者が派遣元（竹中平蔵（小泉構造改革を進めた中心人物）がグループの会長をしている「パソナ」などに登録し、そこから派遣先企業に派遣され、派遣先の指揮監督下で労働させるという形態をとります。労働者派遣法が制定（1985年）された当初は、対象業務は通訳など専門的なものに限られ、派遣期間も制限されていましたが、その後対象業務が拡張され、製造業でも解禁されてしまい、今に至ります。

#### 業務を恒常的に派遣で置き換える手口

これまでは、特定業務をのぞき、派遣労働者の受け入れは原則1年・最長3年とされており、それを超えて違法に働かせていた場合、その労働者を直接雇用したと見なされ（＝見なし雇用）、派遣先企業は労働者と直接雇用契約を結ばなければなりません。

#### ① 派遣元と無期雇用契約をした労働者は無制限に派遣労働させることができる

改悪案では、派遣元と無期の契約をした労働者は、制限なく派遣先で派遣労働を続けさせることができるようになります。しかし、派遣先の仕事が無くなれば働くことができず、賃金を得られません。派遣元との契約の形態で、労働者が守られることはないのです。

#### ② 部署をかえ、人をかえればずっと派遣労働させることができる

これまでは、派遣先企業の事業について、最長3年という制限がありました。しかし改悪案では、「組織単位（＝課）ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者における派遣労働を行ってはならない」としています。つまり、部署をかえれば別の業務ですから、同一の労働者を別の部署で制限なく派遣労働させることができることになります。また、派遣労働者をかえれば同じ部署でずっと派遣労働させることができ、その業務について3年の期限を延長するにあたって職場の労働組合の異議に対して「意見を聴」けばよいこととしています。

#### 業務は恒常的、就業は臨時的・一時的

派遣労働は「臨時的・一時的業務に限る」と、政府も国会答弁してきましたし、それが世界の常識です。その大原則を投げ棄てて、改悪案は「厚労相は…派遣就業は臨時的かつ一時的な

のであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならない」としています。つまり、一方で恒常的な業務に派遣労働者を就かせる手立てを整えながら、その身分を「臨時的・一時的」な不安定なものに固定化しようとする、極めて危険で、世界の流れに逆行する法案なのです。

#### 格差を認める「均衡待遇」

改悪案は、派遣労働者と派遣先の他の労働者の「均衡待遇確保」の措置を強化するとしています。本来、同一の労働に対しては同一の賃金が支払われるのが当たり前です。諸外国では当たり前になりつつある同一労働同一賃金、すなわち「均等待遇」ではなく、「人材活用の仕組み・運用等及び契約期間の違いに応じて」措置するというのが政府の「均衡待遇」の考え方です。雇用のされかたによって労働者を差別し、格差を助長するものでしかありません。安倍首相が「派遣社員の待遇改善、正社員化を進めるものだ」と言うのは、まったくウソなのです。

### II 残業代ゼロ、労働者を際限なく働かせる「労働基準法」改悪

労働基準法の改悪により、政府は「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないとみとめられる」、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を導入しようとしています。この制度で業務に就かせる労働者には、労働基準法で定める労働時間（1日8時間、1週40時間）・休憩・休日・深夜の割増賃金に関する規定を適用しないとしています。

#### 「成果に応じて」はごまかし 本質は「定額で働かせ放題」

マスコミはこれを、「成果で年収が決まる」などと報道しましたが、法案には、成果に応じて賃金を支払うしくみなどを一切規定していません。しかも、この制度を適用する労働者には、  
① 始業から24時間を経過するまでに省令で定める時間以上の休憩時間を確保  
② 「健康管理時間」※を省令で定める時間を超えない範囲内とする  
③ 1年間で104日以上かつ4週で4日以上以上の休日を確保  
の、いずれかの措置を講ずればよいこととしています。①では、休憩時間を8時間と定めたら、毎日16時間働き通しですし、③では、1年を通じて土日だけが休日ということになります。つまり、1年360日働き通し（有給休暇5日を取らせる規定があります）、または年間土日だけ休みで平日は一日中働き通しをさせることが可能になります。こんなことがまかりとおる法律を作れば、労働者の健康と命が守られるはずがありません。（※「健康管理時間」＝「事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計時間」）

#### 対象はあつという間に拡大する

法案は、「少なくとも1,000万円以上」の年収を有する労働者をこの制度の対象とするとしています。しかし、経団連は、すでに2005年の提言で、年収400万円以上を「ホワイトカラーエグゼンプション（＝労働時間規制の適用を除外する制度）」の対象とすべきとしています。この改悪案が通れば、あつというまに対象が拡大されることは間違いありません。一方では派遣法の改悪により非正規で働かせ放題、他方では労基法の改悪により正社員を過労死に追い込むほどに働かせ放題にするのが政府と財界の企むところです。安倍政権がいう、「健康を確保しつつ創造的な能力を発揮しながら効率的に働く環境を整備」するものとは全くちがいます。

**働くルールを守るためには、広範な労働者の団結とたたかいが不可欠です。みなさんも、全労連 — 兵庫労連に加盟する高教組に加入し、全国の労働者と手を結んでください。**